

中央市災害廃棄物処理計画（令和4年3月改定）について【概要】

1. 目的

○災害時に発生する災害廃棄物処理における市による基本的な対応を定めるとともに、今後起こりうる大規模災害に予め備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とする。

2. 改正の経緯

- 国は、東日本大震災等の経緯を踏まえ、平成26年3月に定めた災害廃棄物対策指針等において、県・市町村に計画の策定を促し、山梨県においては、平成29年4月に処理計画が策定され、本市でも、令和2年3月に「中央市災害廃棄物処理計画」を策定した。
- しかしながら、全国各地において頻発する災害に伴う災害廃棄物等の経験を踏まえ、国は、指針を平成30年3月に改定し、更に災害時の初動対応や事前検討事項が取りまとめられた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」が示されたことに伴い、山梨県においても、より実効性のある計画として、令和3年3月に県計画の改定を行った。
- 本市においても、改定指針等に加え、県の計画改定に伴い、近年の非常災害発生に伴う各自治体で講じられた災害対応や経験を踏まえより実効性のある計画として改正を行うものである。

3. 主な改正の内容

○今回の改正では、国の指針見直し等を踏まえ、特に近年発生頻度の高い水害への対応の記載（①、②）を行うとともに、近年の災害発生状況を踏まえ、時系列の対応区分の変更や被災後における仮置場の候補地や事務委託などの記載の充実を図った。

①水害対策

- ・水害は他の災害に比べ、近年における河川の氾濫や土砂災害を考慮した対策、水分による腐敗性廃棄物の発生など、特に留意する点が多いため、主に次のことについて、追加記載する。
 1. 水害における災害廃棄物発生量の推計方法
 2. 一般廃棄物処理施設の整備における浸水対策など
 3. 収集運搬等の体制整備や仮置場選定における留意点への浸水対策など

②初動準備対応

- ・台風などによる水害は、気象予報で災害発生が予測できることに着目し、発災前に対応可能な事項として「初動準備対応」と位置づけを行うとともに、主に次のことについて、追加記載する。
 1. 発災前の対応事項等の整理（配備体制の整備確認、施設の安全管理など）
 2. 関係機関等との情報共有等（広域連携、発生に備えた収集運搬処理体制の検討など）

③その他

- ・時系列による対応区分の変更及び整理
（平常時、初動準備対応、初動対応、応急対応、復旧・復興の5つの時系列による対応区分の整理）
- ・近年の災害発生に伴う各自治体で講じられた対応事項などの記載
 1. 仮置場の候補地記載や事前協議事項（選定・設置）などの記載
 2. 他自治体から支援を受ける（受援）際の体制構築や配慮事項などの記載
- ・災害廃棄物処理実行計画に基づく対応や処理記録の作成等について記載
- ・国、県への事務委託を実施する際の手続き（事務委託フロー）の整理及び記載
- ・災害廃棄物処理ハンドブック（市民への周知等）の作成（※）

